○会津坂下町企業誘致条例

平成19年12月18日

条例第19号

（目的）

第１条　この条例は、町内に工場等の新設又は増設及び移転を行う企業等に対して必要な助成をし、及び便宜を供与することにより工場等の立地の促進を図り、もって本町の産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　工場等　統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第２条の規定によって公示された、日本標準産業分類のうち、次に掲げる業種のいずれかに係る施設をいう。

イ　製造業

ロ　情報通信業

ハ　運輸業

ニ　サービス業

ホ　宿泊業

へ　その他、町長が特に必要と認める業種

(２)　新設　町内に工場等を有しない者が、町内に工場等を設置し、又は町内に工場等を有する者が当該工場等と異なる業種の工場等を町内に設置することをいう。

(３)　増設　町内に工場等を有する者が当該工場等と同一業種の工場等を町内に設置することをいう。

(４)　移転　町内の既存工場等の全部を町内の新たな場所に移転することをいう。

(５)　投下固定資産額　施設等の立地に必要な土地・家屋・償却資産の取得価格の合計額をいう。

（企業誘致委員会）

第３条　町に企業誘致委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、14人以内で組織し、町長が委嘱する。

３　委員会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

(１)　企業誘致の推進に関する事項

(２)　助成及び便宜供与に関する事項

(３)　第10条の規定による指定及びその取消しに関する事項

(４)　前３号に掲げるもののほか、企業の誘致に関し必要な事項

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第５条　委員会に会長を置き、委員が互選する。

２　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、会長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。

４　委員会の議事について、必要な事項は、会長が定める。

（報酬）

第７条　委員が会議に出席したときは、報酬を支給する。

２　報酬の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例（昭和36年会津坂下町条例第８号）の定めるところによる。

（助成措置）

第８条　町長は、工場等の立地促進を図るため、次に掲げる助成措置を講ずることができる。

(１)　企業立地奨励金

(２)　住宅取得奨励金

(３)　雇用促進奨励金

(４)　環境整備事業

２　前項に規定する助成措置の対象、種別、要件、内容及び支払い時期は、別表のとおりとする。

（便宜の供与の方法）

第９条　町長は、町内に工場等を新設又は増設及び移転をする者に対し、必要があると認めるときは、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる方法により便宜を供与することができる。

(１)　工場等用地のあっせんに関すること。

(２)　労働力の確保に対する協力に関すること。

(３)　金融機関の融資のあっせんに関すること。

(４)　国、県又は他の団体の権限に属する必要な措置についてのあっせんに関すること。

(５)　前各号に掲げるもののほか、新設又は増設及び移転に伴って必要となる施設の整備又は行政上の措置等で町長が必要と認めるもの

（指定）

第10条　町長は、町内に工場等を新設又は増設及び移転をしようとする者のうち、前２条の規定に該当するものを、助成措置及び便宜の供与を受けることができる者として指定する。

（申請）

第11条　前条の規定による指定を受けようとする者は、町長に申請しなければならない。

（助成措置及び便宜供与の承継）

第12条　譲渡、相続、合併等により、第10条の規定による指定を承継した者が、引き続き当該工場等に係る助成措置及び便宜の供与を受けようとするときは、当該工場等の承継を受けた日から１月以内に前条の規定による申請をしなければならない。

（公害防止対策）

第13条　町長は、住民の健康で文化的な生活を確保するため、新設又は増設及び移転された工場等の設置者若しくは責任者に対し公害防止に常時積極的に協力させなければならない。

（報告の徴収及び指示）

第14条　町長は、第10条の規定による指定を受けた者に対し、助成措置又は便宜の供与に係る事業について、必要な報告を求め又は指示をすることができる。

（準用）

第15条　第２条及び第８条から前条までの規定は、町が他の地方公共団体と共同して、工場等の誘致を行う場合に準用する。

（規則への委任）

第16条　この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成20年１月１日から施行する。

（会津坂下町工場誘致条例の廃止）

２　会津坂下町工場誘致条例（昭和38年会津坂下町条例第５号）は、廃止する。

附　則（平成23年６月17日条例第14号）

この条例は、平成23年７月１日から施行する。

附　則（令和６年６月14日条例第20号）

（施行期日）

１　この条例は、令和６年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の会津坂下町企業誘致条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に助成措置適用指定したものに適用し、施行日前に指定したものについては、なお従前の例による。

別表（第８条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 助成措置 | 種別 | 要件 | | 内容 | 支払時期 |
| （対象施設） | （要件） |
| 企業立地奨励金 | 新設 | 第2条第1号  イ　製造業 | 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること（空き工場等を含む。）  (1)　延床面積250m2以上  (2)　投下固定資産額が1,000万円以上又は新規常時雇用従業員数3人以上 | 投下固定資産額に係わる固定資産税納付年額（土地、家屋、償却資産）相当額とし、賃貸借契約分は除く。※5年間交付 | 固定資産税を納付した最初の年度から5年間交付 |
| 第2条第1号  ロ　情報通信業  ニ　サービス業 | 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること（空き工場等を含む。）  (1)　延床面積200m2以上  (2)　投下固定資産額が500万円以上又は新規常時雇用従業員数3人以上 |
| 第2条第1号  ハ　運輸業 | 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること（空き工場等を含む。）  (1)　建物の場合延床面積100m2以上  駐車場の場合面積1,000m2以上  (2)　投下固定資産額が500万円以上又は新規常時雇用従業員数3人以上 |
| 第2条第1号  ホ　宿泊業 | 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること（空き工場等を含む。）  (1)　旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項、第3項に定める旅館・ホテル営業、簡易宿所営業を行う施設とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する営業を除く。  (2)　新規常時雇用従業員数3人以上 |
| 第2条第1号  ヘ　町長が特に必要と認める業種 | 町長が特に認めるもの。 | 第2条第1号イからホまでの内容を限度とした町長が定める額 | 第2条第1号イからホまでの期間を限度とした町長が認める期間 |
| 増設 | 第2条第1号  イ　製造業 | 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。  (1)　延床面積150m2以上  (2)　投下固定資産額が500万円以上又は新規常時雇用従業員数1人以上 | 投下固定資産額に係わる固定資産税納付年額（土地、家屋、償却資産）相当額とし、賃貸借契約分は除く。※5年間交付 | 固定資産税を納付した最初の年度から5年間交付 |
| 第2条第1号  ロ　情報通信業  ニ　サービス業 | 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。  (1)　延床面積100m2以上  (2)　投下固定資産額が250万円以上又は新規常時雇用従業員数1人以上 |
| 第2条第1号  ハ　運輸業 | 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること（空き工場等を含む。）  (1)　建物の場合延床面積50m2以上  駐車場の場合面積500m2以上  (2)　投下固定資産額が250万円以上又は新規常時雇用従業員数1人以上 |
| 第2条第1号  ホ　宿泊業 | 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること（空き工場等を含む。）  (1)　旅館業法第2条第2項、第3項に定める旅館・ホテル営業、簡易宿所営業を行う施設とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する営業を除く。  (2)　新規常時雇用従業員数1人以上 |
| 第2条第1号  ヘ　町長が特に必要と認める業種 | 町長が特に認めるもの。 | 第2条第1号イからホまでの内容を限度とした町長が定める額 | 第2条第1号イからホまでの期間を限度とした町長が認める期間 |
| 移転 | 第2条第1号  イ　製造業 | 移転前と比較し建築面積を縮小しないもの（空き工場を含む。）で、常時雇用従業員数が移転前と同程度。ただし、延床面積が250m2以上 | 投下固定資産額に係わる固定資産税納付年額（土地、家屋、償却資産）相当額とし、賃貸借契約分は除く。※5年間交付 | 固定資産税を納付した最初の年度から5年間交付 |
| 第2条第1号  ロ　情報通信業  ニ　サービス業 | 移転前と比較し建築面積を縮小しないもの（空き工場を含む。）で、常時雇用従業員数が移転前と同程度。ただし、延床面積が200m2以上 |
| 第2条第1号  ハ　運輸業 | 移転前と比較し建築面積を縮小しないもの（空き工場を含む。）で、常時雇用従業員数が移転前と同程度。ただし、建物の場合延床面積100m2以上、駐車場の場合面積1,000m2以上 |
| 第2条第1号  ホ　宿泊業 | 旅館業法第2条第2項、第3項に定める旅館・ホテル営業、簡易宿所営業を行う施設（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する営業を除く。）で、移転前と比較し客室数を縮小しないもの（空き施設も含む。）で、常時雇用従業員数が移転前と同程度 |
| 第2条第1号  ヘ　町長が特に必要と認める業種 | 町長が特に認めるもの。 | 第2条第1号イからホまでの内容を限度とした町長が定める額 | 第2条第1号イからホまでの期間を限度とした町長が認める期間 |
| 住宅取得奨励金 | 新設 | 次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すること。  (1)　従業員用住宅の用地として500m2以上を取得し、3年以内に従業員用住宅を新築又は工事に着手した場合  (2)　従業員用住宅として空き住宅や空き併用住宅等を底地を含めて取得した場合 | | (1)　中心市街地内に用地を取得した場合住宅用地に係る土地及び家屋の不動産取得税相当額（1回限り交付）  (2)　中心市街地外の用地を取得した場合住宅用地に係る土地及び家屋の不動産取得税に2分の1を乗じて得た相当額（1回限り交付） | 当該土地に従業員用住宅完成後 |
| 雇用促進奨励金 | 新設 | 企業立地奨励金の要件に同じ。 | | (1)　工場の新設、増設又は移転をした者が、操業開始日から新規の常時雇用従業員で、かつ、町内に住所を有する者を引き続き1年以上雇用している場合、当該雇用者1人につき10万円を乗じて得た額（1回限り交付）  ※限度額　なし  (2)　工場の新設、増設又は、移転をした者が、操業開始日より1年以内に町外から町内に住所を移転した常時雇用従業員（出向した正社員を含む。）で、引き続き2年以上雇用している場合、当該雇用者1人につき10万円を乗じて得た額（1回限り交付）  ※限度額　なし  (3)　第2条第1号へについては、第2条第1号イからホまでの内容を限度とした町長が定める額 | 指定雇用年の翌年 |
| 増設 | 企業立地奨励金の要件に同じ。 | |
| 移転 | 企業立地奨励金の要件に同じ。 | |
| 環境整備事業 | 新設 | 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。  (1)　工場等の設置に係る投下固定資産額が1億円以上で用地取得面積が3,000m2以上であること。  (2)　用地取得後3年以内に操業開始を予定し、操業開始1年以内に常時雇用従業員を新たに10人以上雇用することが見込め、その過半数の従業員が町内に住所を有する者であること。 | | 次に掲げる事業の全部又は一部の実施  (1)　道路の新設及び改良  (2)　用排水路の新設  (3)　上水道の敷設  (4)　前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業 | 工場立地に関する協定書締結後 |